



追部

平成28年熊本地震への
文部科学省の対応について

第1節 被害の概況

1 被害の状況

平成28年4月14日21時26分、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町で震度7を記録しました。その後、4月16日1時25分、同地方でマグニチュード7.3の地震が発生し、熊本県益城町、同県西原村で震度7を記録しました*¹。その後も非常に多くの地震が発生しているだけでなく、地震活動範囲が熊本県から大分県にかけての広域に及んでいます。これらの地震により、死者49人、負傷者1,600人以上、建物の被害は14万4,000棟以上となる等、甚大な被害がもたらされました*²。

学校関係では、学生3人が死亡したほか、熊本県を中心に294人が重軽傷を負いました。また、学校施設（小・中・高等学校・大学・幼稚園・専修学校等）943校、社会教育・体育、文化施設等396施設が被害を受け、国指定文化財等の被害も161件に上りました。

図表 3-1-1 文部科学省関係の被害情報（平成28年6月14日9時00分時点）

※文部科学省に報告のあったもの

(1) 人的被害（児童生徒等）

都道府県名	国立学校 (人)			公立学校 (人)			私立学校 (人)			社会教育・体育、文化施設等 (人)			文化財等 (人)			独立行政法人等 (人)			計 (人)			
	死亡	不明	負傷	死亡	不明	負傷	死亡	不明	負傷	死亡	不明	負傷	死亡	不明	負傷	死亡	不明	負傷	死亡	不明	負傷	
佐賀県									1												1	
熊本県			98			80	3	1	76			5								3	1	259
大分県									3													3
計			98			80	3	1	80			5								3	1	263
3県			大98			小38 中39 高3	大3	大1	高12 大57 短大1 専各10			文化5										

(2) 人的被害（教職員等）

都道府県名	国立学校 (人)			公立学校 (人)			私立学校 (人)			社会教育・体育、文化施設等 (人)			文化財等 (人)			独立行政法人等 (人)			計 (人)		
	死亡	不明	負傷	死亡	不明	負傷	死亡	不明	負傷	死亡	不明	負傷	死亡	不明	負傷	死亡	不明	負傷	死亡	不明	負傷
熊本県	1		11			6			14										1		31
計	1		11			6			14										1		31
1県	大1		大11			小2 中3 高1			こども園1 大6 専各7												

※死亡 熊本県：香川県の職員1名

*¹ 気象庁は、平成28年4月14日21時26分以降に発生した、熊本県を中心とする一連の地震活動を「平成28年（2016年）熊本地震」と命名しました。

*² 出典：「熊本県熊本地方を震源とする地震について」平成28年6月16日（14：00）現在 非常災害対策本部（被害件数は消防庁調べ）

(3) 物的被害

都道府県名	国立学校 (校)	公立学校 (校)	私立学校 (校)	社会教育・体育、 文化施設等 (施設)	文化財等 (件)	独立行政法人等 (施設)	計
福岡県	3	88	49	38	16		194
佐賀県	1	21	5	13	8		48
長崎県	2	29	2	3	5		41
熊本県	4	444	158	292	111	1	1,010
大分県	4	79	27	47	18		175
宮崎県	1	26		3	3		33
計	15	687	241	396	161	1	1,501
6 県	大11 高専4	幼23 小324 中168 高102 中等1 特別35 大1 専各1 その他32	幼70 中15 高38 大18 短大6 専各67 こども園27	社教141 青少年10 社体197 文化37 教研2 その他9	重文(建)39 登録(建)68 重文(美)4 特史1 史跡30 名勝12 天然2 伝建3 その他2	独法1	

※主な被害状況：プレースの破断、天井・ガラス・配管等の破損、外壁等のひび割れ、熊本城における石垣崩落 等

※凡例：

幼…幼稚園、こども園…幼保連携型認定こども園、小…小学校、中…中学校、高…高等学校、中等…中等教育学校、特別…特別支援学校、大…大学（附属学校等も含む）、短大…短期大学、高専…高等専門学校、専各…専修学校・各種学校、社教…社会教育施設、青少年…青少年教育施設、社体…社会体育施設、文化…文化施設、教研…教育研修施設、重文(建)…重要文化財(建造物)、登録(建)…登録有形文化財(建造物)、重文(美)…重要文化財(美術工芸品)、特史…特別史跡、天然…天然記念物、伝建…重要伝統的建造物群保存地区、独法：独立行政法人

2 学校教育等への影響

4月21日、熊本県及び熊本市は、熊本市内の県立学校、避難所になっている県立学校、被害が甚大な地域の県立学校、及び熊本市立学校について、5月9日まで休校を継続することを発表しました。各教育委員会及び各私立学校が、避難者の状況や校舎等の建物の安全等を踏まえて検討を行った結果、熊本県内の全学校824校・園について、5月16日をもって全て再開しました。

第2節 震災の発生を受けての文部科学省の対応

1 文部科学省における震災への対応

文部科学省では4月14日の地震発生後、直ちに文部科学省災害情報連絡室（室長：文教施設企画部施設企画課長）を設置し、熊本県、大分県及び宮崎県の教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保及び文教施設の被害状況の把握と二次災害の防止を要請しました。続いて文部科学省非常災害対策本部（本部長：事務次官）を設置し、4月14日から16日にわたっ

て同対策本部会議を開催し、被害情報等を共有し、対応方針を決定しました。

4月15日、17日には、文部科学大臣を本部長とする地震調査研究推進本部の地震調査委員会（委員長：東京大学地震研究所・平田直教授）を開催し、今回の地震の発生メカニズム等の総合的な評価を実施しました。

また、4月15日から文部科学省ウェブサイトにおいて熊本地震に関するページ^{*3}を開設し、被害状況や文部科学省の対応について、情報提供を開始しました。

2 被災地・被災者への支援

文部科学省では以下のような取組を行っています（6月14日現在）。引き続き熊本県や熊本市をはじめとした被災地の要望も踏まえながら、更なる取組を進めます。

（1）地域住民への避難所の提供

文部科学省は、4月16日付けで、学校設置者に対し、地域住民の避難場所として学校等施設の提供に関する配慮を要請しました。さらに、学校等の施設管理者等に対して、4月21日付けで以下の内容の通知を发出了しました^{*4}。

- ・関係施設に避難している住民の安全・安心のため、引き続き施設の安全性の管理・確保に最大限努めるよう要請。
- ・避難場所の移動・明渡しが求められるのではないかなど、避難住民に不安を与えないよう、特に緊急の移動が必要となる場合を除き、その移動先等の条件が整うまで、現在の場所での避難が維持できるよう最大限の対応を取るよう要請。
- ・施設管理者と防災・広報担当とが十分連携し、避難住民等に対しての適切な情報提供に努めるよう要請。

また、最も多い時には366校の学校が避難所となり、地域住民の生命・生活の安全を守りました。一方で、避難所として利用するに当たっての課題も見られることから、老朽化対策に併せて、トイレの洋式化、空調設備の設置などについて、防災機能強化の観点から、引き続き進めていくことが求められています。

（2）学校施設の応急危険度判定士の派遣

熊本県教育委員会等からの派遣要請を受け、平成28年4月19日から5月2日にかけて、被災した文教施設の当面の使用の可否を調査するため、応急危険度判定士を中心に延べ21名の職員等を派遣しました。93施設（公立学校65校、私立学校14校、その他社会教育施設等14施設）の応急危険度判定を実施しました。

（3）学校の再開

地震の発生により、多くの学校が休校している状況を踏まえ、文部科学省では、4月24日、熊本県教育委員会等に対し、学校を再開する際に留意すべき点について周知しました。熊本県内の824校の学校・園について、5月16日には全ての学校が再開しました。

^{*3} 文部科学省「熊本県熊本地方を震源とする地震について」（参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/kumamotojisin/）

^{*4} 平成28年4月21日付け 文部科学事務次官「『平成28年（2016年）熊本地震』地域住民の避難場所としての学校施設等の安全性の管理・確保等について（依頼）」

(4) 心のケアや教育支援等

①教員定数の加配措置

被災児童生徒に対する学習支援や心のケアのための特別な指導などを行うため、熊本県教育委員会からの要望を踏まえ、4月28日に熊本県に45人の教員定数の加配措置を、また、大分県教育委員会からの要望を踏まえ、5月2日に大分県に5人の教員定数の加配措置を行いました。今後も被災地域の要望を踏まえ、追加措置を行う予定です。

②スクールカウンセラーの増員支援

文部科学省は、各都道府県教育委員会等に対し、被災した児童生徒等の心のケアを含む健康相談を行うなど、児童生徒等の心の健康問題への適切な対応を依頼しました^{*5}。

また、スクールカウンセラーの増員について、現場からの要望を踏まえつつ、被災地域の教育委員会及び日本臨床心理士会等と連携しながら対応しています。さらに、4月21日に各都道府県・指定都市教育委員会に対し、被災地へのスクールカウンセラーの派遣に対し協力を依頼しました。

熊本県教育委員会、熊本市教育委員会において、熊本県内の小中学校249校にスクールカウンセラーを追加配置しました。

③学生等のメンタルヘルスへの配慮

学生等にとっても心のケアは重要です。文部科学省は各国公立大学等及び専修学校・各種学校に対し、被災による心的ストレスを抱える学生等の把握に努め、状況に応じて地域の医療機関等とも連携してきめ細かく対応するなど、メンタルヘルスへの適切な対応を依頼しました^{*6}。

(5) 被災した児童生徒・学生等への配慮等

①経済的支援

文部科学省は、各都道府県教育委員会等に対し、被災した児童生徒等に対する就学援助や高等学校等就学支援金等の支給について柔軟な対応を行うよう依頼しました^{*7}。

また、被災した学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、日本学生支援機構は奨学金の臨時的な採用決定や支援金の給付を開始しました。文部科学省はそれについて学生等及び保護者に対し周知するよう各国公立大学等及び専修学校・各種学校に依頼しました^{*8}。

さらに文部科学省は、熊本県内及び近隣の地震被害地域の災害共済給付契約手続について、期限内（5月31日まで）の契約締結が難しい場合の期限延長と、被災地域の児童生徒等に対する掛金徴収の柔軟な対応を熊本県教育委員会等に依頼しました。5月2日には、平成28年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により、災害共済契約に係る共済掛金を支払うことができない場合における支払期限の延長等及び災害共済給付契約の契約締結期限の延長を内容とする、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令」及び「独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する

^{*5} 平成28年4月18日付け 初等中等教育局長「平成28年（2016年）熊本地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」、平成28年4月22日付け 高等教育局私学部長「平成28年（2016年）熊本地震における被災地域の児童生徒等の私立学校における就学機会の確保等について（通知）」

^{*6} 平成28年4月20日付け 高等教育局長「平成28年（2016年）熊本地震により被災した学生への配慮等について（通知）」、平成28年4月20日付け 生涯学習政策局長「平成28年（2016年）熊本地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等について（通知）」

^{*7} 平成28年4月18日付け 初等中等教育局長「平成28年（2016年）熊本地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」、平成28年4月22日付け 高等教育局私学部長「平成28年（2016年）熊本地震における被災地域の児童生徒等の私立学校における就学機会の確保等について（通知）」

^{*8} 平成28年4月20日付け 高等教育局長「平成28年（2016年）熊本地震により被災した学生への配慮等について（通知）」、平成28年4月20日付け 生涯学習政策局長「平成28年（2016年）熊本地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等について（通知）」

省令」を公布・施行しました。

②単位認定、就職活動等への配慮

被災した児童生徒の就学機会を確保するために、被災した児童生徒が在籍する学校において、課程の修了等の認定に当たっての弾力的な対応や、授業を十分に受けることができない児童生徒への補充のための授業等についての配慮等を、各都道府県教育委員会等に依頼しました*9。

また、各国公私立大学等及び専修学校・各種学校に対しても、被災した学生等の単位認定等への弾力的対応や、就職活動中の学生等への一層の支援を依頼しました。こうした中、一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）が、会員企業に対し、エントリーシートの提出期限の延長やウェブサイト等を活用した企業説明会の更なる活用等を要請しました。文部科学省ではこうした経団連の取組を、各国公私立大学等及び専修学校・各種学校に対して、学生等及び教員に対し周知するよう依頼*10するとともに、経済団体・業界団体に対し、広報活動及び今後の採用活動について、被災した学生等への柔軟な対応を依頼しました。さらに、各国公私立大学等及び専修学校・各種学校に対し、厚生労働省が熊本県、大分県の新卒応援ハローワークに学生等震災特別相談窓口を設置したこと等を周知しました。

高等学校卒業程度認定試験については、本来は5月10日が出願締切りでしたが、熊本在住の被災者については5月31日まで出願期間を延長しました。また、熊本県外の被災者で出願手続きが困難な場合や、出願時に必要な添付書類の取得が震災の影響により困難な場合に、状況に応じて個別に対応するよう、文部科学省ウェブサイト等を通じて周知しています。

(6) ボランティア活動を希望する学生への配慮等

熊本地震に伴い、ボランティア活動を希望する学生等に対して、修学上の配慮並びに安全確保及び情報提供を依頼する通知を各国公私立大学等宛て及び専修学校・各種学校宛てに発出しました*11。

(7) 熊本地震後の状況を踏まえた九州への修学旅行の実施について

観光庁からの依頼を受け、九州への修学旅行について、現地の正確な情報に基づき、できる限り予定どおりの実施が望まれる旨の周知に関し、各都道府県教育委員会等宛てに通知を発出しました*12。

(8) 研究機関等への支援

国立研究開発法人理化学研究所では、被災した九州地方の大学・研究機関等に対して、生物試料の提供や研究実験機器の貸付支援を進めているほか、国立研究開発法人物質・材料研究機構では、被災した九州地方の大学・研究機関等に所属する研究者・学生を受け入れ、同機構の機器や設備を利用した研究環境を提供する等の支援を実施しています。

文部科学省では競争的資金制度において、被災した研究者等を対象に、公募期限の延長等の対応を実施しています。また、ナノテクノロジーに関する最先端研究機器の共用を行う

*9 平成28年4月18日付け 初等中等教育局長「平成28年（2016年）熊本地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」、平成28年4月20日付け 生涯学習政策局長「平成28年（2016年）熊本地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等について（通知）」、平成28年4月22日付け 高等教育局私学部長「平成28年（2016年）熊本地震における被災地域の児童生徒等の私立学校における就学機会の確保等について（通知）」

*10 平成28年4月20日付け 高等教育局長「平成28年（2016年）熊本地震により被災した学生への配慮等について（通知）」、平成28年4月20日付け 生涯学習政策局長「平成28年（2016年）熊本地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等について（通知）」

*11 平成28年4月27日付け 高等教育局長「平成28年（2016年）熊本地震に伴う学生のボランティア活動について（通知）」、平成28年4月28日付け 生涯学習政策局長「平成28年（2016年）熊本地震に伴う専修学校・各種学校の生徒のボランティア活動について（通知）」

*12 平成28年5月10日付け 初等中等教育局長「平成28年（2016年）熊本地震後の状況を踏まえた九州への修学旅行の実施について」

「ナノテクノロジープラットフォーム」事業において、被災した九州地方の企業・大学・研究機関に対し、機器の優先利用及び利用料免除等の支援を開始しました。

(9) 学校施設等の災害復旧への対応

被害を受けた公立学校施設の復旧に当たっては、災害復旧事業を活用し、被災施設の復旧や応急仮設校舎の設置等、学校施設の災害復旧に要する経費について国がその一部を負担（補助）することにより、学校教育の円滑な実施を確保することとされています。国立大学等の施設についても、災害復旧に要する経費を国が補助することとしています。

また、今回の熊本地震については、4月25日に激甚災害^{*13}に指定されたことにより、公立学校施設の復旧に係る国庫負担率のかさ上げがなされるとともに、私立学校施設や社会教育施設についても国庫補助の対象となっています。

さらに、5月21日からは、被災地の円滑な復旧を支援するため、被災地方公共団体へ被災度区分判定（被災建物の状況を踏まえ、建物を建て直すか、補修するかといった復旧の方針を決めるための調査）を実施する専門家を派遣しています。



被災した現地の学校を視察する馳文部科学大臣

(10) 地震被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討について

今回の地震では、耐震化が完了していた学校施設の校舎や体育館においては崩壊・倒壊などは発生しなかった一方で、体育館のブレース（鉄製の斜め補強材）の破断や、非構造部材の破損・落下などの被害がみられました。

そのため文部科学省では、平成28年6月13日に、学識経験者等による「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会（座長：長澤悟東洋大学名誉教授）」を立ち上げました。この検討会において、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所ともなる学校施設の安全性や防災機能の確保など、今後の学校施設の整備に当たり重要な課題について提言を取りまとめる予定です。

(11) 文化財被害への対応

熊本城跡（特別史跡）の石垣の崩落や、阿蘇神社楼門（重要文化財）の倒壊など、161件の国指定等文化財の被害報告を受けました。こうした文化財の被害状況を把握するため、文化庁文化財調査官等を熊本県（4月22日から順次）、大分県（4月25日から順次）、宮崎県（5月19日から順次）に派遣しました。

また、5月9日には文化庁内に「熊本地震文化財復旧・復興プロジェクトチーム」を設



被災した熊本城
飯田丸五階櫓下部の石垣

*13 激甚災害：国民経済に著しい影響を及ぼす災害で、被災地域への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大きな災害。

置したほか、5月12日以降、文化庁・国土交通省・熊本県・熊本市の関係機関において熊本城の復旧等に関する協議を行うなど、被災地の文化財の早期修理・復旧に向けた取組を加速させています。

(12) 現地調査・情報集約・共有による災害対応・生活再建支援

国立研究開発法人防災科学技術研究所は、熊本地震を受け、速やかに建物被害棟数分布の推定と情報集約を行うとともに、熊本県に設置された政府現地対策本部等に連絡担当者を派遣し、情報収集や道路・家屋・土砂災害等の現地調査等を実施しました（熊本県・大分県内：80名（4月15日から順次））。また、復旧・復興に向けた被災者生活再建支援システムを活用した被災自治体での罹災証明書の発行や、被災者台帳の管理等の業務支援等を熊本県及び19の市町村で実施しました。

(13) 今後の地震活動の見通し等の情報発信について

5月13日には地震調査研究推進本部地震調査委員会を開催し、熊本地震の発生メカニズムや今後の見通し等について議論を行い、以下のとおり熊本地震の評価及び委員長見解を公表しました。

- ・一連の地震活動は、全体として減衰傾向が見られるが、熊本地方及び阿蘇地方の活動は、減衰しつつも依然として活発。
- ・大分県中部の活動は減衰。
- ・今後も最低1か月程度は、熊本地方及び阿蘇地方でマグニチュード5～6（最大震度6弱程度）、大分県中部でマグニチュード5程度（最大震度5強程度）の余震が発生するおそれがあり、引き続き十分注意が必要。
- ・熊本県から大分県にかけて、今後も最低2か月程度は、震度6弱以上の揺れに見舞われることも否定できないことから注意が必要。
- ・中央構造線や南海トラフ沿いのプレート境界において、一連の地震活動によって地震発生確率が高まったとは言えないが、もともと地震のリスクが高い地域であり、注意を怠るべきではない。

また、熊本県からの要望を受け、地震の被害状況や復興に向けての取組を一般の方々に広く観覧してもらうため、文部科学省の新庁舎玄関等にて熊本地震の写真展を開催しています（5月23日から6月22日まで）。